表　第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）［別紙一の八］

年　月　日
市町村長　殿

年分　退　職　所　得　申　告　書

退職手当の支払者の		あなたの	
所在地（住所）	〒	現住所	〒
名称（氏名）		氏名	
法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	個人番号	
		その年１月１日現在の住所	

A

このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年　月　日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日　年
② 退職の区分等 ＜一般・障害の区分＞ 一般・障害［　］ ＜生活扶助の有無＞ 有・無		うち 特定役員等勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年
		うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年
		うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年
		うち 短期勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年

B

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日　年	⑤ ③と④の通算勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 特定役員等勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	うち 特定役員等勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 短期勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			うち 全重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			うち 短期勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年

C

あなたが前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）の退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
			㋑ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			㋺ うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年

D

Ａ又はＢの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Ａの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日　年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 特定役員等勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	�₁ うち 特定役員等勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 短期勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋺ うち 短期勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
⑨ Ｂの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日　年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 特定役員等勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋥ うち ㋑と�₁の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 短期勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋭ うち ㋺と㋺の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年

E

Ｂ又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B	一般	・　・					・　・	一般 障害	
B	特定役員	・　・					・　・	一般 障害	
B	短期	・　・					・　・	一般 障害	
C		・　・					・　・	一般 障害	